

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

貴市町村名をご記入ください (小川町)

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

国民健康保険は、事業の健全な運営のための都道府県単位化が行われ、将来において段階的に保険税水準を統一することが目標とされているところであります。この保険税水準の統一は、県内の保険給付の負担を全市町村で支え合い小規模な保険者を含めた財政の安定化を図ること、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税であるという被保険者間の公平性の確保を図ることにつながります。

当町においては、低所得者層、中間所得者層における負担の軽減を図るために、賦課方式・賦課限度額・保険税の法定軽減等を政令どおりに行っています。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くならないように慎重に検討をすすめてください。

【回答】

埼玉県第3期国保運営方針は国民健康保険の都道府県化という今般の制度改革の趣旨を鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準の県内統一を目指すものであり、今後のワーキンググループでの協議等を注視していきます。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長するこ

とに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

保険税水準の統一（準統一）を実現するためには、赤字削減・解消計画の対象赤字だけでなく、法定外繰入れそのものを解消していくことが必要です。そのため、保険税水準統一の目標年度を設定した第3期国保運営方針を策定したことも踏まえ、今後の国保の安定的な財政運営に向けて引き続き取り組んでいきます。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】

第3期国保運営方針は、令和4年度から県と市町村の財政運営ワーキンググループなどの連携会議や国保運営推進会議において検討、審議が行われてきました。その内容をもとに案が取りまとめられ、県国保運営協議会に諮問され、審議、県民コメント、市町村への意見照会を経て最終案が作成され、令和5年11月に県国保運営協議会からの答申、12月に知事の決裁を経て策定されました。

第3期国保運営方針では、県と市町村が共同認識の下、市町村はこの運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めることとされています。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】

対象者や減額幅の拡充等の課題につきましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

当町では、平成30年度から課税区分を2方式とし、均等割額の引き下げと同時に5割・2割軽減対象世帯の拡大を行いました。今後も低所得者世帯へ配慮し、住民の負担能力に応じた適正な国保税としてまいります。

なお、当町の令和6年当初予算（医療分）は、応能割52.70%、応益割47.30%です。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当町でも条例を改正し対応しております。

なお、対象者や減額幅の拡充等の課題につきましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【回答】

一般会計からの繰入れにつきましては赤字解消、削減の取組による法定外繰入れは行っておりませんが、総務省から示された繰出基準に基づく適正な繰入れは行っています。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

小川町では年度当初において、国民健康保険特別会計財政調整基金からの繰入れを行うことによる予算編成を行っております。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

国保の資格証明書は、滞納者対策として税負担の公平性を保つために交付しているもので、国民健康保険法に基づき行っております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

窓口へ来庁していただくことで、状況の聞き取りや申告相談・納税相談に繋がり、納付の機会を作ることができると考えています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、「小川町国民健康保険被保険者資格証明書等交付対象者認定審査会」において、対象者の収入状況、家族構成、納税意識等を考慮の上、認定し交付しています。対象者は、特別の事情がないにもかかわらず、納められるのに納めない場合や納税相談に応じようとせず、全く接触できない場合などで、税負担の公平性を確保するという観点からも、資格証明書の交付を国民健康保険法に基づき行ってまいります。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】

国民健康保険については所得に応じて毎年自己負担割合が変わる可能性があることから、「資格

確認書」の有効期限は現行の被保険者証と同様に、7月末が終期の最長1年間とすることを予定しております。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【回答】

「マイナ保険証」の利用登録を解除できる仕組みの周知については、厚生労働省から示されるスケジュールに沿って適切に対応してまいります。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

対象者や減額幅の拡充等の課題につきましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免につきましては、小川町国民健康保険に関する規則により、減免を受けられる者の要件のほか、個々の世帯の生活実態等の状況など総合的に判断して適切に対応しております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免について適切な認定をするため、必要な申請書の提出をお願いしています。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

減免の決定については、個々の世帯の生活実態等の状況など総合的に判断し、保険者が行っておりますので、役場窓口での申請をお願いしております。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

納税相談の中で、滞納者(世帯)の生活状況の実態を把握し、納税方法の説明や生活支援が必要と思われる場合には、関係課へ案内するなどの対応をしております。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金の支給については保険者に保険財政上余裕がある場合などに、条例の定めるところにより支給できると規定されており、条例で定めるその期間は令和5年5月7日で終了しております。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

財政が脆弱な国民健康保険では制度上、国の財政支援を超えた給付を行えないことから、恒常的な施策として改正を行う考えはありません。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】

国保運営協議会委員のうち、第1号委員として、被保険者を代表する委員（住民3名）を、各地区代表として、自薦、他薦で選任しております。委員の選出につきましては、全体のバランスを考慮し、広い範囲から選出できるよう公募制も含めて検討してまいります。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

小川町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会長が国保運営協議会に諮って公開を決定した場合は、傍聴が可能です。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査につきましては、一人当たり 13,551 円の費用がかかり、その内 1,000 円を自己負担していただいております。本人負担につきましては、受益者負担の原則から無料にすることは考えておりません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

個別がん検診（医療機関で個別で受けられるがん検診）として子宮頸がん検診に加え、令和 2 年度より、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診についても個別検診を実施しております。個別がん検診と特定健康診査の同時受診は可能です。ただし、医療機関により診療時間や受付状況等により同時に受けられない場合もございます。

③ 2024 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

特定健康診査につきましては、町民一人一人の健康維持のためにとっても重要と考えております。受診勧奨ポスターの掲示、のぼりの庁舎等の設置、電話等による受診勧奨に加え、町職員・医療機関職員の受診啓発ポロシャツの着用、広報・ホームページ・回覧等による特定健康診査について情報掲載し周知しております。9 月末頃に未受診者に個別に受診勧奨のためのはがきを郵送します。がん検診につきましては、未受診者や精密検査未受診者への電話にて受診勧奨します。

また、40 代の働き世代の受診率向上をめざし、がん検診や各種検診を 2 検診以上初めて受診した方を対象にインセンティブとして地域通貨券を付与する事業を実施しております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の管理につきましては、受診券等の注意事項に個人情報の取り扱いについて記載し、受診者の同意をいただいております。また、各種検（健）診で取得した個人情報についても個人情報保護法に従い、適正な管理を行うとともに個人情報の保護に努めます。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023 年度(令和 5 年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

令和 5 年度当初で、292,289,415 円です。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

小川町では年度当初において、国民健康保険特別会計財政調整基金からの繰入れを行うことによる予算編成を毎年行っております。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成されている「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により運営されています。制度改正等については、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの通知等により、適切に対応していきます。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成されている「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により運営されており、窓口負担が2割となる方には、負担を抑える配慮措置が設けられます。令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

町では毎年、後期高齢者医療健康診査を実施しています。受診料は無料であり、低所得者世帯にも受診機会を平等に提供しています。健康診査の受診により個人の健康状態が把握でき、治療へとつなぐことが可能となります。

また、要援護者支援ネットワークにより、関係団体が連携協力し、要援護者への支援の情報を共有する中で、「配食サービス」と「緊急連絡システム」で高齢者の見守りを行い、民生委員による定期的な見守り活動と「ひとり暮らし高齢者調査」を年一回実施し、高齢者の健康状態の把握に努めています。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

町のいきいきシニアポイント事業として「いきいきシニアウォーキング事業」を実施しております。ウォーキング例会の参加や歩いた歩数にあわせたポイントを付与することで、日常のウォーキングに精励していただいています。また、例会や紀行文等を広報やホームページに掲載し、ウォーキングを広く推奨しております。

また各地区で開催している「百歳体操」等の実施地区を増やし、「介護予防教室」や「脳トレ教室」等を開催してフレイル予防対策を充実させ、更なる健康寿命の延伸に力を入れていきたいと考

えております。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者医療では、健康診査を無料で実施しており、人間ドックに対しては2万円を上限で助成をしています。歯科検診については、埼玉県後期高齢者医療広域連合において無料で実施しており、町においては集団検診として無料で令和5年度から実施しております。特定健診・がん検診については、それぞれ一部自己負担金をいただいておりますが、生活保護受給者を対象とした健康診査及びがん検診の受診については、無料で実施しております。難聴検査の実施はございません。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

加齢による難聴者は、指定医の判断により障害者手帳を取得することで自己負担部分が1割程度で補聴器を購入することができます。障害の有無にかかわらずすべての加齢性難聴者への補聴器につきましても、国や県の動向を注視してまいります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】

埼玉県地域保健医療計画・埼玉県地域医療構想に基づき、公立・公的医療機関等においては、地域民間医療機関では担うことのできない医療機能（高度急性期機能・回復期機能・慢性期機能等）について病床を重点化するような取組がなされております。今後も国・県の医療施策を注視してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

当町では、新型コロナウイルス感染症拡大禍においては、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、地域医療機関に応援給付を行ってまいりました。新たな感染症のパンデミックに備えるためにも、地域医療の担い手となる医師や看護師等の医療従事者の確保について、潜在看護師等への情報提供等、地域医師会と連携し協力していく所存です。

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大禍には保健師等については通常業務に加え、新型コロナウイルスワクチンの住民接種など、感染症対策の業務に従事いたしました。人員体制につきましては、令和5年度は町保健師を2名増員いたしました。新たな感染症や災害に対し、地域医師会等と日頃から連携し、災害医療救護体制を整備し、住民のいのちを守るために備えてまいりたいと考えます。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の拡大状況を注視しつつ、地域の医療の充足のために管内保健所や県と協働し、体制確保に努めます。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

県、国と連携し適切な介護保険制度の運営を進めてまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

保険料の算出については、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者数と給付費等見込額、また、第1号被保険者の負担割合、予定収納率の数字を使って算出しております。

現在の介護保険料につきましては、介護保険制度を維持していくうえで必要な金額であると考えております。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

全国的に少子高齢化が一段と進行するなか、小川町も高齢化が進み65歳以上人口が40%を超え、多くの財政負担の制約があるため、財政的に独自制度の拡充については考えておりません。

小川町介護保険料減免要綱（平成14年3月告示）を定めており、災害、収入の減少、境界層該

当者、刑事施設に収容された場合、申請により該当になれば減免が実施されます。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護サービスには、要介護ごとに利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています。支給限度額を超過した額についての助成制度はありませんが、今後の国や県の動向を踏まえ、検討してまいります。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しが行われました。

国の基準に基づき、利用抑制にならないように適切に実施してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

国における食費、居住費の助成以外につきましては、現在のところ独自施策は考えておりません。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

町からの財政支援につきましては、現在のところ考えておりません。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

介護関連用品の事業所支援については、国・県からの支給用品の提供を実施しておりました。町独自の提供につきましては、現在のところ考えておりません。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【回答】

新型コロナワクチン予防接種につきましては、令和6年10月から主に65歳以上の方を対象として定期接種の開始を予定しており、自己負担について助成を検討しております。

PCR検査につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、公費負担は終了しております。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】

介護福祉士やヘルパーなどの介護福祉従事者の人材確保のために、県の人材募集チラシの配架等をおこなっていくとともに、今後の国や県の動向を注視し検討をまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームの整備については、埼玉県が川越比企圏域の施設整備状況を考慮し、実施しております。町内における基盤整備については、必要性に応じ引き続き検討をまいります。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われるように、適切な人員の配置の確保に努め、業務が円滑に実施できるよう、地域包括支援センターの体制のさらなる充実に努めてまいります。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】

介護福祉従事者の人材確保のために、県の人材募集チラシの配架だけでなく、町の広報紙にも掲載をおこなっていきます。今後におきましては国や県の施策、支援策の動向を注視してまいります。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

埼玉県ケアラー支援条例が制定され、その基本理念において、「ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が、特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わなければならない。」と規定されています。

県内のいくつかの市町村でも、相談体制の充実や支援団体・関係職員を対象とする研修会の開催、またヤングケアラーのいる家庭に対する訪問支援等に係る予算化など具体的な支援が始まっております。

当町におけるヤングケアラーに対する支援方策については、他市町村の取組を参考に研究してまいりたいと考えておりますが、「ヤングケアラーを孤立させない」社会を目指して、適切に対応してまいります。

当町の小中学校におけるヤングケアラーの実態把握は、校長会等を通じて各学校に依頼をしております。また、教職員等によるヤングケアラーに対する理解を深める研修を行っております。教職員がヤングケアラーの情報を得た場合は、さわやか相談員、スクールカウンセラーと連携し、関係各課や外部機関と情報を共有して個々に応じた支援を行うように取り組んでおります。

そして、各小中学校からの情報を基に、スクールソーシャルワーカーと連携して、児童生徒の学校生活の様子や家庭状況の把握を行っております。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーと管理職が家庭訪問を行うなどの対応を行っております。

また、当町では、ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援のため、障害福祉サービス等の情報提供を行っており、関係機関と連携し、多方面からの支援ができるように努めております。今後も、地域包括支援センター等と連携し、ヤングケアラー支援を強化できるよう努めてまいります。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）は、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実して行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に必要な取組を推進するために交付されるものです。高齢化が進んでいく中で、インセンティブ交付金を活用し、その人らしく生活することができるように努めてまいります。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

国の基準に基づき適切に実施しており、今のところ要望等は考えておりません。

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】

約 860 万円でございます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進にあたっては、当事者委員を含めた策定委員会、また庁内検討委員会において、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、総合的な取り組みを進めてまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

比企地域自立支援協議会において、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを実施しております。町では緊急時の受入れ対応、体験機会の場について予算を確保しております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

県の施設整備方針に基づき、国及び県の補助がありますので、施設整備を予定している事業者へ情報提供等を行ってまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

施設入所、グループホーム入居については、障害（児）福祉計画のなかで令和6年度から令和8年度までの利用見込量を示しました。また、相談支援事業所や関係機関と連携し、サービス提供事業者の確保など基盤整備を図ってまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

個々のケースにつきましては、計画相談支援事業所との連携を密にし、本人、サービス提供事業者等と担当者会議に参加するとともに、民生・児童委員、地域福祉委員からの情報提供を受けるなど実態の把握に努めております。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】

障害者施設の職員体制については、多くの施設において余裕がないということの把握はしております。

障害福祉サービス費においては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定及び新たな処遇改善加算の創設が実施されており、町では引き続き加算に対応した予算を確保してまいります。今後も国及び県との連絡を密にし、障害者施設への情報提供等を行ってまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費に関する一部負担金の導入予定はございません。所得制限などについては県の基準に沿って実施してまいります。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害者保健福祉手帳2級の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方につきましては、助成対象としております。対象範囲につきましては、県基準の範囲内で実施しております。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】

各専門機関からの情報提供や研修において、今後障害者の二次障害について理解を深めてまいります。医療機関への啓発につきましては、国、県とともに情報連携を実施していきます。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

実施中です。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県の補助金の上限である一人につき年間150時間までの利用時間となっています。利用時間の拡大予定はございません。

③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

年齢別の利用料の設定は行っておりませんが、対象者には登録団体の定める利用料に対し、1時間当たり250円を助成しております。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答】

令和2年度から配付枚数を12枚増加し、年間36枚配布しております。また、令和5年度からは乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の場合2枚まで使用することが可能となっております。100円券についての導入予定はございません。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー利用券に係る県内広域利用制度に加盟し、申請により利用券の交付を実施しています。対象者は、身体障害者手帳1～3級又は下肢4級をお持ちの方と療育手帳○A、A、Bの方となっており、介助者の同乗は可能です。なお、所得制限や年齢制限は導入しておりません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村とで構成している比企地域自立支援協議会において、議題にあがった場合には協議してまいりたいと考えております。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1)避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方を登録するものです。該当する方が円滑で迅速な避難ができるよう、特に支援を必要とする方を登録しています。登録者のなかには、ご家族がいる方も含まれています。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所は、（滞在が一時的な）指定緊急避難場所として開設するものではありません。（避難生活が長期化し、比較的長期間滞在する）指定避難所において、生活に特別な配慮を必要とする方がいるとき、災害対策本部に対する福祉避難所の開設要請を経て、はじめて設置・開設されます。よって、あらかじめ開設しているものではないため、直接避難することはできません。

なお、福祉避難所の数や対応する職員の確保、関連する設備の整備などの問題がありますので、関係課や社会福祉施設等の協力を得ながら、順次、整備を進めていきたいと考えています。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

小川町地域防災計画において、食料や生活必需品等の物資の配給は、指定避難所に避難している方に限らず、住家が被害を受け、炊事等が不可能な在宅避難者などに対しても広く行う旨を定めています。また、その配給にあたっては、ボランティア団体や行政区、自治会、自主防災組織等の協力を得て行うこととしています。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難支援等の実施に特に必要と認める場合は、避難支援等関係者やその他の者に対して提供できるとされております。名簿情報の提供にあたってはDV被害者等の情報の漏洩防止に努めなければならないと、慎重な検討が必要と考えます。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

町では、令和3年度に「小川町国土強靱化地域計画」を策定しました。策定にあたっては、当町に起こり得る大規模自然災害を的確に想定し、コロナ禍における対応を含めた防災・減災面の脆弱性を克服することで、起きてはならないリスクシナリオの確実な回避を目指しています。併せて、関係各課との連携のもと、強みを更に強く推進する体制を構築することで、コロナに負けない、災害に強いまちづくりを推進しています。感染症の発生に対しては健康福祉課が対応しておりますが、今後、自然災害と感染症が同時に発生することも考えられ、その対応は多岐に渡るため、関係課と連携協力してまいります。

また、保健所の関係につきましては、「埼玉県東松山保健所地域災害保健医療調整会議」が設置されており、東松山保健所管内における地域の実情に応じた災害時保健医療体制を確保するため、必要な事項について協議を進めています。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

令和2年度3年度にかけ3度にわたり感染症対策に利用していただくため、障害福祉事業所へ応援給付金事業を実施いたしました。現在、衛生用品については安定供給されている状況と考えますが、今後の非常時に対応するため、マスク・フェイスガード・手袋・消毒薬等の備蓄はしております。

- (2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、法律に基づき行政が要請・関与する取り組みは終了いたしました。現在は個人の選択を尊重し、自主的に感染対策や備えをしていただくよう、周知啓発の取組をしております。新たな感染症の拡大への対策等につきましては、国や県の動向を注視してまいります。

- (3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナワクチン予防接種につきましては、令和6年10月から65歳以上の高齢者の方と、60～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害（身体障害者手帳1級）がある方を対象として定期接種を予定し、自己負担に対する助成を検討しております。地域かかりつけ医や県内医療機関で接種ができるように県や地域医師会と連携し、体制整備いたします。

- (4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

障害福祉サービス事業所に対し、コロナ禍における地域の障害福祉制度の維持及び確保を図ることを目的としてこれまで応援給付金を3回給付してまいりました。今後におきましては、国や県の支援策の動向を注視してまいります。

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

当町においては、埼玉県のような環境を整えることが難しいこともあり、一般職員の特別枠としての採用は考えておりませんが、会計年度任用職員として応募いただいた際には、任用は行えるものと考えます。なお、現在在職中の職員の中にも難病患者がいることは把握しており、症状に配慮した職場配置を行っています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

当町におきましては、令和6年4月1日時点の待機児童はおりません。

なお、特定の保育園のみの入園を希望され、結果として入園に至らなかった(保留等)児童は2名おりました。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、当町では、各保育園の協力をいただきながら定員の弾力化を行い、児童を受入れております。令和6年4月1日現在の年齢別園児数は、0歳児19人、1歳児64人、2歳児68人、3歳児85人、4歳児77人、5歳児71人となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をす

すめてください。

【回答】

現在当町では、町立保育園2園、私立保育園4園の6園体制で保育を実施しております。

待機児童は発生しておらず、保育園の増設の必要性は考えておりませんが、各保育園の特色を生かしながら、引き続き安定的な保育の実施に努めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

町立保育園と一部の私立保育園では、障害児や特別な支援を必要とする児童を受け入れており、加配保育士を配置するなど、国及び県の補助金等を活用しながら、適切に対応しております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

令和6年4月1日現在、当町に認可外保育園はございません。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

困難を抱える様々なご家庭、園児へのきめ細かい支援の必要性については、その重要性を認識している中で、園児の個性を尊重し、一人ひとりに寄り添いながら日々の保育を実施しております。町立保育園における保育士の配置基準は、低年齢児におきまして国の基準より手厚い配置基準（0歳児 国3人に1人に対し、町2人に1人、1歳児 国6人に1人に対し、町4人に1人）となっており、園児一人ひとりに寄り添った保育を目指しています。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

国の保育士配置基準の見直しもありましたが、当町の町立保育園におきましては、現在でも低年齢児クラスを中心に、国の配置基準よりも少人数クラスとなる独自の配置基準による保育を実施しております。保育士の処遇改善につきましては、子どもの特性を配慮し、成長面を支える加配体

制の適正化を図るなど、ニーズに応じた保育の実施、保育士の確保により適正な処遇改善に努めてまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】

幼児教育・保育の無償化の対象となっていない0歳児から2歳児につきましては、保育料に給食費を含め、納付をお願いしておりますが、国基準による第2子の半額軽減に加え、「小川町多子世帯保育料軽減事業」により、3人目以降の園児の保育料については、上2人の年齢を問わず、申請に基づき無償化を実施しております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】

3歳以上の副食費につきまして納付をお願いしておりますが、所得要件に該当する世帯(年収360万円未満相当世帯)と多子世帯(3人以上の子どものいる3人目以降)への経済的支援として、副食費の免除を行っております。

現時点におきまして、完全無償化とする予定はございませんが、今後の国や県の動向において、財源確保の見通しが可能となる場合には、検討してまいりたいと思います。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】

子ども誰でも通園制度につきましては、令和6年度以降、150程度の自治体による試行的事業を踏まえ、法制化により令和8年度からは全国の市町村での取り組みを目指すこととしておりま

す。

基本的に就労等により保育を必要とする世帯のための保育園であるものが、「誰でも」とすることによる受け皿の確保、保育現場の負担等懸念されるところですが、試行的事業を通じて課題の整理や検証を重ねた上で、国によりしっかりした制度設計が行われるものと思いますので、当町といたしましても、国の動向に注視しながら、実施について検証してまいりたいと思います。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】

事業を実施することとなった場合は、そのための保育士、そのための場所の確保、環境整備等が必須となります。町や施設が制度を導入しやすくなるよう国からの財政支援を要望しつつ、当町としても予算要求していくことは必要であると考えております。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

当町に認可外施設はございませんが、町内の保育園（認可保育施設）では、引き続き、子育て支援の充実と安心安全な保育の実施に努めてまいります。定期的開催する公立・私立保育園園長会議や保育園訪問等の機会を通じて、日頃から情報共有を図り、各園の状況や運営に気を配ってまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

少子化傾向が続く中で保育の安定を図るために、令和2年度末をもって町立保育園を1園閉園（3園→2園）いたしました。1園当たりの母集団が大きくなることで集団遊びなど幅が広がり園児にもプラスの影響があったと考えております。今後につきましても保育環境の改善、安定的な保育運営を目指し、適切に取り組んでまいります。

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】

町では「小川町民間保育所運営改善費補助金制度」により、乳児（0歳児）担当保育士の雇用に要する経費の一部を補助しております。これは、埼玉県安心・元気！保育サービス支援事業補助金を活用した事業で、前年度3月1日現在の入所乳幼児数に対して年度当初4月～6月の各月1日

現在の入所乳幼児との差により不足する経費の一部を補助する制度です。

これにより、年度当初にあらかじめ乳児担当保育士を確保し、年度途中入所の需要に対応することを目的としております。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当町には5つの放課後学童保育（学童クラブ）があり、いずれの学童保育（学童クラブ）も1支援単位 40 人以下で運営し、児童 1 人当たりの面積基準を満たしております。引き続き、利用する児童の人数を注視しながら、預かりの必要性に応じた適正規模での実施ができるよう支援してまいります。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 46 市町（63 市町村中 73.0%）、「キャリアアップ事業」で 36 市町（同 57.1%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和 6 年度の国の新規「常勤支援員 2 名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】

令和 5 年度において、小川町では5つの放課後学童保育（児童クラブ）が「処遇改善等事業補助金」を申請し、当該補助金を活用しました。

処遇改善の具体的な内容については、各放課後学童保育（児童クラブ）が実績に応じて決定し、実施しております。また、運営状況を考慮した上で、効果的な運営費の活用により、支援員の処遇改善と委託費の適正な執行に努めております。

「キャリアアップ処遇改善事業」については、当地の現状においては、対象者が限られるため、令和 5 年度も同様に至ってはおりません。前述の「処遇改善等事業」の実施により、全体的な処遇改善を推進しております。

引き続き、各放課後学童保育（児童クラブ）の運営状況等を踏まえながら、取り組んでまいります。

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

当町では、公営の学童クラブはありません。町内の公設民営及び民設民営の放課後学童保育(児童クラブ)において、県単独事業の補助を引き続き活用し、運営を行ってまいります。

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は通院については小学校3年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024年4月から実施されました。現物給付の対象年齢を18歳までに拡充してください。

【回答】

当町では、令和4年10月1日から埼玉県内全域における協力機関での現物給付を実施しております。また、対象となる子どもの年齢要件は、令和5年4月より、18歳(年度末高校生相当年齢)までに引き上げ、現物給付及び医療費助成を行っております。

- (2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】

子育て世帯を経済的に支援することは大切な視点と捉えております。国への要請機会がありましたら、財政支援の拡大をいただけるよう働きかけてまいりたいと思います。

- (3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

埼玉県に対する要望は、埼玉県町村会を通じて当町を含めた共通事項として、毎年実施しております。

11. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

対象者や減額幅の拡充等の課題につきましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

- (2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

当町の小・中学校給食における安全な地元農産物の活用は、毎年増えております。引き続き、学校給食では地元農産物の利用促進について努めてまいります。

一方、当町の小・中学校給食の無償化については、学校給食に必要な経費のうち、食材費相当額を学校給食費として保護者の皆様にご負担いただいております。その他の経費(給食センターの施設及び設備に要する経費や人件費)は町が負担しております。

また、令和4年7月から令和6年3月まで、国からの補助金を活用して学校給食費の一部(食材費高騰分相当)を補填し、保護者の負担を増やさない取組を行いました。

なお、当町では第3子以降の小中学生の給食費を助成する制度を実施しております。第2子以降の給食費無償化を実施するにあたっては、大きな予算の確保が必要となります。現時点では、給食費の無償化への移行は予定しておりませんが、今後の国や県、他の自治体の動向を研究して、財源確保の見通しが可能となる場合には検討してまいりたいと考えております。

- (3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】

当町では、令和6年度に就学援助費として支払う一部を引き上げました。このことは、小中学校の児童生徒を通じて各家庭に周知しております。また、就学前の新入児童にも学校説明会時にお伝えしてまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚生省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとは申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】

実施主体は埼玉県西部福祉事務所ですが、生活保護制度の周知については町ホームページにも掲載しております。理解しやすい内容となっているかを随時、見直してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚生省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

当町では、生活困窮の相談において、埼玉県で作成した生活保護のしおりを活用しており、町独自では作成していません。

扶養照会については、申請の際の説明においてご理解いただいているところですが、要望については生活保護の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へお伝えします。

3、保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】

保護の決定については、埼玉県西部福祉事務所が行います。決定に際しては、福祉事務所職員（ケースワーカー）が申請者と面談等の実施により保護が必要かどうかの調査を行い、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定しています。

保護費の支給は、保護決定がされた後に埼玉県西部福祉事務所が被保護者と調整の上、進めております。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

生活保護の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

県主催の研修に毎年参加することで、町は理解を深めてまいります。また、ケースワーカーの人数につきましては、実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

本人が望まない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制

することはございませんが、要望については埼玉県西部福祉事務所へもお伝えいたします。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】

生活保護の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業については、実施主体である埼玉県では様々な相談に対応し、多様な支援や見守りを行っています。要望は埼玉県にお伝えし、町としましては地域の実情を把握している民生委員、地域福祉委員等との連絡を密にし、生活困窮者の状況把握を行ってまいります。

9. 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】

埼玉県で作成した生活保護のしおりを活用する等により説明をしています。支給決定は、埼玉県西部福祉事務所が行います。

以上
ご協力ありがとうございました。